

○福島県立自然公園条例施行規則

昭和三十三年四月三十日

福島県規則第四十一号

改正 昭和三三年八月二六日規則第六七号

昭和三五年一〇月二四日規則第八八号

昭和三六年一一月一七日規則第一〇五号

昭和四四年三月三十一日規則第二六号

昭和四八年一一月一六日規則第八四号

昭和五〇年四月一八日規則第三六号

昭和五一年一二月二一日規則第八八号

昭和五三年四月一日規則第一七号

昭和六〇年九月一〇日規則第四八号

平成三年六月二八日規則第四三号

平成四年七月二八日規則第七四号

平成六年三月三十一日規則第五六号

平成一二年四月一日規則第一一二号

平成一二年一二月二二日規則第一八八号

平成一四年三月二九日規則第五一号

平成一四年九月六日規則第一二一号

平成一五年六月二七日規則第六七号

平成一七年三月四日規則第一三号

平成一八年三月一四日規則第一三号

平成二〇年一一月二八日規則第九七号

平成二三年三月一一日規則第一〇号

平成二七年三月二四日規則第三七号

平成二七年八月二八日規則第六七号

福島県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

福島県立自然公園条例施行規則

目次

第一章 公園事業（第一条—第十一条）

第二章 保護及び利用（第十二条—第十九条）

第三章 生態系維持回復事業（第十九条の二―第十九条の六）

第四章 風景地保護協定（第十九条の七―第十九条の九）

第五章 雑則（第二十条―第二十二条）

附則

第一章 公園事業

（平二三規則一〇・章名追加）

（公園事業となる施設の種類）

第一条 福島県立自然公園条例（昭和三十三年福島県条例第二十三号。以下「条例」という。）

第二条第三号に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
- 二 広場及び園地
- 三 宿舎及び避難小屋
- 四 休憩所、展望施設及び案内所
- 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
- 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
- 七 運輸施設（主として県立自然公園の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。）
- 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
- 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
- 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
- 十一 砂防施設及び防火施設
- 十二 自然再生施設（損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するための施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。）

（昭三六規則一〇五・昭五〇規則三六・平三規則四三・平四規則七四・平一二規則一一二・平一五規則六七・一部改正）

（公園事業の執行の同意又は認可）

第二条 条例第十条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は

認可を受けるものとする。

(平二三規則一〇・全改)

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第三条 条例第十条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- 二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- 三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第十条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、国又は市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類を除く。

- 一 個人にあつては、住民票の写し
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図
- 六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- 八 事業資金を調達することができることを証する書類
- 九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
- 十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- 十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利の収用又は使用をする必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

（平二三規則一〇・全改）

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第四条 条例第十条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第十条第四項第一号に掲げる事項
- 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
- 四 公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- 五 前条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

（平二三規則一〇・全改）

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第五条 条例第十条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更しようとする年月日
- 四 変更を必要とする理由
- 五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第十条第八項において準用する同条第五項に規定する書類は、第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（平二三規則一〇・全改）

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第六条 条例第十条第九項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とした理由

(平二三規則一〇・全改)

(承継の承認の申請)

第七条 条例第十二条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割した年月日

五 合併又は分割した理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第三条第二項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第十二条第二項の規定による相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(平二三規則一〇・全改)

(公園事業の休廃止の届出)

第八条 条例第十三条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
 - 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
- 2 前項の届出書には、第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(平二三規則一〇・全改)

(同意又は認可の失効の届出)

第九条 条例第十四条第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 第三条第二項第三号及び第四号に掲げる書類
- 二 法令又は他の条例の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

(平二三規則一〇・全改)

第十条及び第十一条 削除

(平二三規則一〇)

第二章 保護及び利用

(平二三規則一〇・章名追加)

(特別地域の区分)

第十二条 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
- 二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域をいう。)
- 三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつ

て、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)

(昭五一規則八八・追加、平三規則四三・旧第十二条の二繰下・一部改正、平一二規則一一二・旧第十二条の三繰上、平二三規則一〇・旧第十二条の二繰上)

(特別地域内における行為の許可申請書)

第十三条 条例第二十一条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為地及びその付近の状況
- 六 行為の施行方法
- 七 着手及び完了の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面

3 条例第二十一第三項の規定による許可の申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業を営むために反復継続して行われる行為を除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は当該申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築(同項の規定による許可を現に受け、又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するために設けられるものを除く。)である場所にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
- 二 当該行為により得られる社会経済的効用及び県立自然公園を保護する観点からの効用

三 当該行為が当該行為の場所又はその周辺の風致の維持に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該施行方法に代替する施行方法を風致の維持の観点から比較した結果

4 知事は、前項に規定する場合のほか、第一項の申請書の提出があつた場合において、同項の申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致の維持に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

(昭四八規則八四・全改、平一四規則五一・平二三規則一〇・一部改正)

(特別地域内における指定植物)

第十三条の二 条例第二十一条第三項第十一号に規定する知事が指定する植物は、別表のとおりとする。

(昭六〇規則四八・追加、平三規則四三・平一五規則六七・平二三規則一〇・一部改正)

(条例第二十一条第三項第十六号の区域の指定における土地所有者等との協議)

第十三条の三 知事は、条例第二十一条第三項第十六号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・一部改正)

(既着手行為等の届出書)

第十四条 条例第二十一条第四項から第六項までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行為の種類
- 三 行為の目的
- 四 行為の場所
- 五 行為の施行方法
- 六 行為の完了の日又は予定日

2 前項の届出書には、第十三条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、

条例第二十一条第五項の規定による届出にあつては、第十三条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りる。

(昭四八規則八四・全改、平三規則四三・平二三規則一〇・一部改正)

(特別地域内における許可及び届出を要しない行為)

第十五条 条例第二十一条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。

二 門、生け垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。

四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。

五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。

六 条例第二十一条第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

六の二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

六の三 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

七 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設又は同条

- 第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
- 七の二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百七十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 八 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。
- 九 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十五条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 十の二 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十の三 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- 十一 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。
- 十一の二 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
- 十二 宅地内の木竹を伐採すること。
- 十三 自家用のために木竹の択伐（塊状択伐を除く。）をすること。
- 十四 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 十五 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 十六 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし又は間伐すること。

- 十七 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 十七の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 十七の三 宅地内の木竹を損傷すること(条例第二十一条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)
- 十七の四 自家用のために木竹を損傷すること。
- 十七の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- 十七の九 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 十七の十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- 十七の十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 十七の十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。
- 十七の十六 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹

を損傷すること。

十七の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十七の十八 県、国又は地方公共団体（県を除く。）が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十七の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

十七の二十 法令又は条例の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八 宅地内の土石を採取すること。

十九 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二十 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のために試すいを行うこと。

二十一 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十二 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十二の二 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十二の三 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十二の四 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

二十二の五 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十二の六 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十二の七 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十二の八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定す

- る処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。)から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の九 住宅から汚水又は廃水の排出（し尿の排出を除く。）をすること。
- 二十二の十 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十二の十一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 二十四 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 二十五 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所、標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 二十七 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 二十七の二 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積の規模で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 二十七の三 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- 二十七の四 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 二十七の五 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 二十七の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理

のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の九 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十七の十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

二十八 宅地内にある植物で、条例第二十一条第三項第十一号の規定により規則で指定するものを採取し、又は損傷すること。

二十八の二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を採取し、又は損傷すること。

二十八の三 農業を営むために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)

二十八の四 森林の整備及び保全を図るために条例第二十一条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十八の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第二十一条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

二十八の六 宅地内に木竹を植栽すること。

二十八の七 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

二十八の八 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野

生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十八の十の三 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同法第十四条の二第七項の規定により県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十八の十一 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十二 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第五項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十三の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

二十八の十四 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規

定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十八の十五 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

二十八の十六 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。

二十八の十七 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第二十一条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。)

二十八の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等をする事。

二十八の十九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十八の二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等をする事。

二十八の二十一 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十八の二十二 家畜を係留放牧すること(条例第二十一条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)

二十九 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増

築を含む。)を除く。)

三十 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為

三十の二 農業を営むために立ち入ること。

三十の三 森林の保護管理のために立ち入ること。

三十の四 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

三十の五 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれらの指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。

三十の六 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために立ち入ること。

三十の七 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。

三十の八 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。

三十の九 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

三十の十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。

三十の十一 文化財保護法第百九条第一項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。

三十の十二 測量法第三条の規定による測量のために立ち入ること。

三十の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

三十の十四 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所

- 有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。) 。
- 三十の十五 条例第二十一条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- 三十の十六 条例第二十一条第三項第十六号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- 三十の十七 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- 三十の十八 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- 三十一 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十二 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- 三十三 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十四 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十五 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十六 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十七 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 三十九 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

四十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

四十二 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

四十三 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、国又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

四十四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（昭三三規則六七・昭五〇規則三六・平三規則四三・平一二規則一一二・平一二規則一八八・平一四規則五一・平一四規則一二一・平一五規則六七・平一七規則一三・平一八規則一三・平二三規則一〇・平二七規則三七・一部改正、平二七規則六七・一部改正）

（利用調整地区の指定における土地所有者等との協議）

第十五条の二 知事は、利用調整地区の指定に当たっては、その区域内の土地所有者等と協

議するものとする。

(平一五規則六七・追加)

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第十五条の三 条例第二十二条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、県立自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

- 一 第十五条第六号、第六号の二、第七号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第七号の二、第八号、第十号の二、第十一号、第十五号、第十六号、第十七号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号の五、第二十八号の九、第二十八号の十、第三十号の十三、第三十一号及び第四十号に掲げる行為
- 二 農林漁業を営むために行う第十五条第一号、第四号、第五号、第十九号及び第二十八号の八に掲げる行為
- 三 農業を営むために通常行われる行為
- 四 森林の保護管理のために行われる行為
- 五 林道の整備に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 六 森林法第二十五条若しくは第二十五条の二に規定する保安林、同法第二十九条若しくは第三十条の二に規定する保安林予定森林、同法第四十一条に規定する保安施設地区若しくは同法第四十四条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはその指定を目的とする調査又は同法第四十一条第一項若しくは第三項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査を行うこと。
- 七 漁業を営むために通常行われる行為
- 八 漁業取締の業務を行うこと。
- 九 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）を行うこと。
- 十 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視を行うこと。
- 十一 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域又は同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行うこと。
- 十二 地すべり等防止法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必

要な事前調査、同法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査を行うこと。

十四 航路標識の維持管理その他の船舶の交通の安全を確保するための行為

十五 鉱業権を有する者が行う第十五条第十九号又は第二十号に掲げる行為

十六 文化財保護法第九十九条第一項に規定する史跡、名勝又は天然記念物の管理又は復旧を行うこと。

十七 測量法第三条の規定による測量を行うこと。

十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において行う行為

十九 利用調整地区の区域内に存する施設を維持管理する行為

二十 利用調整地区以外の区域において、この条の各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過すること。

二十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うこと。

二十二 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為

二十三 職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

二十四 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（平一五規則六七・追加、平一七規則一三・平一八規則一三・平二三規則一〇・一部改正）

（立入りの認定の基準）

第十五条の四 条例第二十三条第一項第二号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 利用調整地区の区域内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。

二 利用調整地区の区域内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。

三 利用調整地区において、風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。

ア 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。

イ 野生動物に餌^{えさ}を与えること。

ウ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。

エ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

オ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。

カ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。

四 前三号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・一部改正）

（立入りの認定の申請）

第十五条の五 条例第二十三条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事（指定認定機関を含む。以下この項、次条及び第十五条の七において同じ。）に提出して行うものとする。

一 申請者の氏名及び住所

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第二十三条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

三 立ち入ろうとする利用調整地区の名称

四 立ち入ろうとする期間

五 立入りの目的

六 立入りの方法

七 その他知事が必要と認めて指示する事項

2 前項の申請書には、申請者が前条第三号及び第四号の基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・一部改正）

（立入認定証の記載事項）

第十五条の六 条例第二十三条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 利用調整地区の名称
- 二 立入認定証の有効期間
- 三 立入りの認定を受けた者の氏名
- 四 その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の立入認定証の交付に際して、利用者に対し、利用調整地区の区域内の風致の維持及びその適正な利用を図るために必要な事項について、書類の交付その他の適切な方法により、説明を行うものとする。

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・一部改正）

（立入認定証の再交付）

第十五条の七 条例第二十三条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所
- 二 再交付を必要とする枚数（条例第二十三条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）
- 三 認定を受けた利用調整地区の名称
- 四 立入認定証の番号及び交付年月日
- 五 立入認定証を亡失し、又は立入認定証が滅失した事情

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・一部改正）

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第十五条の八 条例第二十三条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

（平二三規則一〇・追加）

（指定認定機関の指定の申請等）

第十五条の九 条例第二十四条第二項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 認定関係事務を行おうとする事務所の所在地

三 認定関係事務を行おうとする利用調整地区の名称

四 認定関係事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款その他の基本約款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の貸借対照表及び当該直近の事業年度末の財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）又はこれらに準ずるもの

三 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び履歴を記載した書類

四 認定関係事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

五 申請者が条例第二十四条第三項各号の規定に該当しないことを説明した書類

六 その他参考となる事項を記載した書類

（平一五規則六七・追加、平一七規則一三・平二〇規則九七・一部改正、平二三規則一〇・旧第十五条の八繰下・一部改正）

（認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等）

第十五条の十 条例第二十六条第一項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第二十六条第一項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十五条の九繰下・一部改正）

（事業計画等の認可の申請等）

第十五条の十一 条例第二十六条第二項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第二十六条第二項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十五条の十繰下・一部改正）

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第十五条の十二 条例第二十六条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- 一 休止し、又は廃止しようとする認定関係事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十五条の十一繰下・一部改正)

(認定関係事務の引継ぎ等)

第十五条の十三 指定認定機関は、知事が条例第二十六条第五項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第四項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第二十八条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 認定関係事務を知事に引き継ぐこと。
- 二 認定関係事務に関する帳簿及び書類を知事に引き継ぐこと。
- 三 その他知事が必要と認める事項

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十五条の十二繰下・一部改正)

(普通地域内における行為の届出)

第十六条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日並びに第三項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、第十三条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。
- 3 条例第三十一条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 行為の目的
 - 三 行為地及びその付近の状況
 - 四 行為の完了予定日

(昭四八規則八四・追加、平一五規則六七・平二三規則一〇・一部改正)

(工作物の基準)

第十七条 条例第三十一条第一項第一号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 海域以外の区域

- ア 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
- イ 送水管 長さ七十メートル
- ウ 鉄塔 高さ三十メートル
- エ 船舶の係留施設 長さ五十メートル
- オ ダム 高さ二十メートル
- カ 鋼索鉄道 延長七十メートル
- キ 索道 傾斜亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
- ク 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
- ケ 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
- コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル

二 海域の区域

- ア 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル
- イ アに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル

（昭五〇規則三六・全改、平一五規則六七・平二三規則一〇・一部改正、平二七規則六七・一部改正）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第十八条 条例第三十一条第七項第四号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 第十五条第一号から第十一号の二まで、第十九号から第二十二号まで、第二十三号から第二十七号まで、第二十九号又は第三十号に掲げる行為
- 二 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のを新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 四 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- 五 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 六 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 七 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートル（海底にあつては百平方メートル）を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又

は盛土を伴わないもの

八 宅地内の土地の形状を変更すること。

九 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。

十 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。

十一 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。

十二 養浜のために土地の形状を変更すること。

十三 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十四 第十七条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。

十五 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十六 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること(一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、国又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。)

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

十七 前各号に掲げる行為に付帯する行為

(昭四八規則八四・追加、昭五〇規則三六・平三規則四三・平一二規則一一二・平一五規則六七・平一七規則一三・平二三規則一〇・一部改正)

(許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等)

第十九条 条例第二十一条第三項の規定による許可を受けた行為又は条例第三十一条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第十三条第二項及び第三項又は第十六条第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項の場合を除くほか、条例第二十一条第三項の規定による許可の申請又は条例第二十一条第四項若しくは第六項若しくは条例第三十一条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認めるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(昭四八規則八四・追加、平三規則四三・平一五規則六七・平二三規則一〇・一部改正)

第三章 生態系維持回復事業

(平二三規則一〇・追加)

(生態系維持回復事業の確認)

第十九条の二 国又は市町村が、条例第三十七条第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その生態系維持回復事業計画の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(平二三規則一〇・追加)

(生態系維持回復事業の認定)

第十九条の三 県、国及び市町村以外の者が、条例第三十七条第三項の認定を受ける場合は、

次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 条例又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号アからカまでのいずれかに該当すること。

(平二三規則一〇・追加)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十九条の四 条例第三十七条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第三十七条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(平二三規則一〇・追加)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十九条の五 条例第三十七条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(平二三規則一〇・追加)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十九条の六 条例第三十七条第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(平二三規則一〇・追加)

第四章 風景地保護協定

(平二三規則一〇・章名追加)

(風景地保護協定の基準)

第十九条の七 条例第四十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていること。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的（以下「耕作の目的等」という。）に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下であること。
- 六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。
- 七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。
- 八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共物の管理に特段の支障が生じないものであること。

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十九条の二繰下・一部改正)

(風景地保護協定の公告)

第十九条の八 条例第四十一条第一項（条例第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、福島県報に登載して行うものとする。

- 一 風景地保護協定の名称
- 二 風景地保護協定区域
- 三 風景地保護協定の有効期間
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十九条の三線下・一部改正)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十九条の九 前条の規定は、条例第四十三条(条例第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(平一五規則六七・追加、平二三規則一〇・旧第十九条の四線下・一部改正)

第五章 雑則

(平二三規則一〇・章名追加)

(身分証明書)

第二十条 条例第十五条第三項、第十六条第二項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第五十二条第四項の規定により、これらの規定に規定する者又は職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式による。

(昭四八規則八四・旧第十八条線下・一部改正、平三規則四三・平一二規則一一二・

平一四規則五一・平一五規則六七・平二三規則一〇・一部改正)

(補償請求書)

第二十一条 条例第五十三条第三項の規定により、知事に補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

四 その他知事が必要と認めて指示する事項

(昭四八規則八四・旧第十九条線下・一部改正、平一五規則六七・平二三規則一〇・

一部改正)

(書類の経由)

第二十二条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄の福島県地方振興局長を経由しなければならない。この場合において、二以上の地方振興局長の管轄区域にまたがる事項に係る書類については、その事項が主として関係する土地を管轄する地方振興局長を経由して提出するものとする。

(昭四八規則八四・追加、昭五三規則一七・平三規則四三・平六規則五六・一部改

正)

附 則

- 1 この規則は、昭和三十三年五月一日から施行する。
 - 2 県立公園条例施行規則（昭和二十四年福島県規則第百一号）は、廃止する。
- 別表（第十三条の二関係）

（昭六〇規則四八・追加、平一五規則六七・一部改正）

一 霊山県立自然公園

科名	種名
イワヒバ	ヒモカズラ、イワヒバ
オシダ	コガネシダ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウマノスズクサ	ウスバサイシン
ベンケイソウ	ホソバノキリンソウ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ダイモンジソウ
バラ	イワキンバイ、キビナワシロイチゴ
セリ	イワテトウキ
イチヤクソウ	ジンヨウイチヤクソウ
ツツジ	ヒロハハナヒリノキ、レンゲツツジ
シソ	イブキジャコウソウ
キキョウ	キキョウ
キク	リュウノウギク、センダイトウヒレン
ユリ	ヤマスカシユリ
ラン	ギンラン、キンラン、ジガバチソウ、クモキリソウ

二 霞ヶ城県立自然公園

科名	種名
ユキノシタ	ウメバチソウ
ツツジ	レンゲツツジ
キキョウ	ヤマホタルブクロ、キキョウ
ユリ	ショウジョウバカマ

三 南湖県立自然公園

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあつては、属名）
----	----------------------

ミズゴケ	ミズゴケ
ツツジ	トウゴクミツバツツジ
イワタバコ	イワタバコ
キキョウ	キキョウ
キク	センダイトウヒレン
ユリ	ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ、コオニユリ
アヤメ	ノハナショウブ

四 奥久慈県立自然公園

科名	種名
マツバラシ	マツバラシ
シノブ	シノブ
ウマノスズクサ	ウスバサイシン
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	ダイモンジソウ
イワウメ	イワウチワ
ツツジ	サラサドウダン、アズマシャクナゲ、シロヤシオ（ゴヨウツツジ）、 トウゴクミツバツツジ
イワタバコ	イワタバコ
キキョウ	キキョウ
キク	オタカラコウ
ユリ	ショウジョウバカマ
ラン	カキラン、クモキリソウ、ウチョウラン

五 磐城海岸県立自然公園

科名	種名
ウラジロ	ウラジロ
イノモトソウ	フモトシダ
シシガシラ	コモチシダ
グミ	ツルグミ、マルバグミ
ウコギ	ヤツデ
オオバコ	エゾオオバコ
キク	エゾノコギリソウ、ハマギク、コハマギク、ツワブキ

ラン	ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン、ハマカキラン、クモキリソウ
----	--------------------------------------

六 松川浦県立自然公園

科名	種名
ナデシコ	フジナデシコ (ハマナデシコ)
バラ	ハマナス (ハマナシ)
マメ	エゾノレンリソウ
グミ	ツルグミ
ツツジ	レンゲツツジ
オオバコ	エゾオオバコ
キク	シロヨモギ、コハマギク
ホロムイソウ	シバナ
ユリ	コオニユリ
ラン	ササバギンラン、シュンラン、クモキリソウ

七 勿来県立自然公園

科名	種名
カニクサ	カニクサ
ウラジロ	コシダ、ウラジロ
イノモトソウ	ハコネシダ (ハコネソウ)、ホラシノブ
シシガシラ	コモチシダ
キンポウゲ	キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ
ウマノスズクサ	ウスバサイシン
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	ハナネコノメ、ダイモンジソウ
グミ	ツルグミ
イワウメ	イワウチワ
ツツジ	トウゴクミツバツツジ
ゴマノハグサ	ケヤマウツボ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	ナンバンギセル
キキョウ	ヤマホタルブクロ

キク	ハマギク、コハマギク、ツワブキ、オタカラコウ、センダイトウヒレン
ユリ	キバナノアマナ、ショウジョウバカマ
ラン	サイハイラン、シュンラン、ミヤマウズラ、クモキリソウ、カヤラン

八 只見柳津県立自然公園

科名	種名
ヒゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、イワヒバ
ハナヤスリ	エゾフユノハナワラビ
ウラボシ	ホテイシダ
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
キンポウゲ	オクトリカブト、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、ヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン
ケシ	エゾコンゴサク
ベンケイソウ	チチッパベンケイ
ユキノシタ	オオシラヒゲソウ、ウメバチソウ、ダイモンジソウ
バラ	コシジシモツケソウ、ミヤマキンバイ、エチゴキジムシロ
ツツジ	イワナシ、ウラジロヨウラク、ムラサキヤシオ、ユキグニミツバツツジ
ゴマノハグサ	オニシオガマ、エゾノカワジサ
キキョウ	ヤマホタルブクロ、キキョウ
キク	カニコウモリ、オニアザミ、オオニガナ
ユリ	カタクリ、コシノコバイモ、ヒメサユリ、タマガワホトトギス
アヤメ	ヒメシャガ
ラン	エビネ、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、セッコク、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、ツレサギソウ、ショウキラン

九 大川羽鳥県立自然公園

科名	種名
ヒゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	ヒモカズラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ、エゾフユノハナワラビ
オシダ	ミヤマシダ、ウサギシダ
チャセンシダ	クモノスシダ
ウラボシ	ホテイシダ
マツ	ハイマツ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
マツブサ	チョウセンゴミシ
キンポウゲ	オクトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ミスミソウ、ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
メギ	ナンブソウ、サンカヨウ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク
アブラナ	ミヤマハタザオ
ベンケイソウ	チチッパベンケイ
ユキノシタ	ウメバチソウ、ダイモンジソウ
バラ	ミネザクラ、オオタカネバラ、アイズシモツケ、コキンバイ
アカバナ	ヤナギラン
ミズキ	ゴゼンタチバナ
ウコギ	トチバニンジン
イワウメ	イワカガミ、イワウチワ
イチヤクソウ	シヤクジョウソウ、ベニバナイチヤクソウ
ツツジ	サラサドウダン、イワナシ、ウラジロヨウラク、ムラサキヤシオ、ハクサンシヤクナゲ、アズマシヤクナゲ、オオコメツツジ、トウゴクミツバツツジ、コケモモ、クロマメノキ
ゴマノハグサ	ケヤマウツボ
キク	アイズヒメアザミ、オオニガナ
ユリ	スズラン、カタクリ、ニッコウキスゲ、コオニユリ、ワニグチソウ、

ラン	ヒロハユキザサ、タマガワホトトギス、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、コバイケイ エビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン、アツモリソウ、セッコク、コイチョウラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ノビネチドリ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コケイラン、フタバラン
----	--

十 阿武隈高原中部県立自然公園

科名	種名
イワヒバ	イワヒバ
イノモトソウ	ハコネソウ
シノブ	シノブ
チャセンシダ	クモノスシダ
クワ	イタビカズラ
ナデシコ	ナンブワチガイ
キンポウゲ	リュウキンカ、オキナグサ、ヤマシャクヤク
ウマノスズクサ	ウスバサイシン
ユキノシタ	ウメバチソウ、ダイモンジソウ
イワウメ	イワウチワ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ
ツツジ	レンゲツツジ、アカヤシオ、コメツツジ、トウゴクミツバツツジ、ヒロハハナヒリノキ
ゴマノハグサ	ケヤマウツボ
イワタバコ	イワタバコ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ヤマホタルブクロ、キキョウ
キク	アズマギク、センダイトウヒレン、コウリンカ
ユリ	ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ、コオニユリ、クルマユリ、マイズルソウ、ワニグチソウ、コバイケイ
アヤメ	ノハナショウブ
ラン	ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン、アオスズラン、オニノヤガラ、ジガバチソウ、クモキリソウ、ジン

	バイソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン、カヤラン、トンボソウ
--	------------------------------------

十一 夏井川溪谷県立自然公園

科名	種名
イワヒバ	イワヒバ
イノモトソウ	ハコネシダ (ハコネソウ)
シノブ	シノブ
ウラボシ	サジラン
キンポウゲ	スハマソウ (ミスミソウ) 、 トウゴクサバノオ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ユキノシタ	ハナネコノメ、ヒメウツギ、ウメバチソウ、ダイヤモンドソウ
イワウメ	イワウチワ
イチヤクソウ	ウメガサソウ
ツツジ	ヒロハハナヒリノキ、アカヤシオ、シロヤシオ (ゴヨウツツジ) 、 コメツツジ、トウゴクミツバツツジ
ゴマノハグサ	ケヤマウツボ
イワタバコ	イワタバコ
キキョウ	ヤマホタルブクロ、キキョウ
ユリ	コオニユリ、シロバナエンレイソウ (ミヤマエンレイソウ)
アヤメ	ヒメシャガ
ラン	ムギラン、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、 シュンラン、コアツモリ、アオスズラン (エゾスズラン) 、カキラ ン、ミヤマウズラ、ミズトンボ、クモキリソウ、ヨウラクラン、モ ミラン、カヤラン、クモラン

別記様式(第20条関係)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 氏 名</p> <p>年 月 日 交 付 福島県知事 印</p>	<p>この証明書を携帯する者は、福島県立自然公園条例第15条第2項、第16条第1項、第29条第1項、第33条第2項、第35条第2項及び第52条第1項に規定する者又は職員であることを証明します。</p>
---	--

附 則（昭和三三年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年八月七日から適用する。

附 則（昭和三五年規則第八八号）抄

- 1 この規則は、昭和三十五年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき交付を受けている検査証、検査吏員証その他の証書は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき交付を受けた検査証、検査吏員証その他の証書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき提出している申請書、願書、報告書等の書類は、この規則による改正後の各規則の相当規定に基づき提出した申請書、願書、報告書等の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき調製してある簿冊は、この規則による当該簿冊の様式の改正にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間、使用することができる。

附 則（昭和三六年規則第一〇五号）抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年規則第二六号）抄

- 1 この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三八年規則第八四号）

この規則は、昭和三十八年十一月十七日から施行する。

附 則（昭和三〇年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年規則第八八号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に公園計画に基づき特別地域として指定されている地域で、この規則による改正後の福島県立自然公園条例施行規則第十二条の二各号のいずれかに掲げる地域に相当する地域に区分されているものは、同条の規定により区分された地域とみなす。

附 則（昭和三三年規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当

規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（昭和六〇年規則第四八号）

この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第四三号）

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成四年規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年規則第五六号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の公益質屋法施行細則等の規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分は、改正後の公益質屋法施行細則等の相当規定によりなされた申請、届出、報告その他の行為又は許可、認可その他の処分とみなす。

附 則（平成一二年規則第一一二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県立自然公園条例施行規則別記様式による証明書は、平成十四年三月三十一日までの期間に限り、改正後の福島県立自然公園条例施行規則別記様式による証明書とみなす。

附 則（平成一二年規則第一八八号）

この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年規則第五一号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第一号、第三条第四項第一号、第六条第三項及び第八条第一項第一号の改正規定、第十二条の改正規定（「ことがある」を「ことができる」に改める部分に限る。）、第十三条第一項及び第二項の改正規定、第十五条の改正規定（「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める部分を除く。）並びに第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第一二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年規則第六七号）

- 1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県立自然公園条例施行規則別記

様式による証明書は、改正後の福島県立自然公園条例施行規則別記様式による証明書とみなす。

附 則（平成一七年規則第一三号）

- 1 この規則中第二条第二項第七号、第六条第四項第二号、第八条第二項各号及び第十五条の八第二項第一号の改正規定は平成十七年三月七日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号。以下「新法」という。）附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、新法第百十九条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。）第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則（平成一八年規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第九七号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十五条第二十九号、第十五条の五第一項第一号及び第二項、第十五条の七第一号並びに第十八条第二号及び第十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の福島県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二条の申請書に係る申請がされた場合における認可及び当該認可に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出（管理又は経営の方法の変更の届出を除く。）については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に旧規則第四条第一項の規定により承認の申請がされた場合におけ

る承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。

- 4 この規則の施行前に旧規則第四条第一項の規定によりされた承認(この規則の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。)は、福島県立自然公園条例及び福島県自然環境保全条例の一部を改正する条例(平成二十二年福島県条例第五十二号。以下「改正条例」という。)による改正後の福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号。以下「新条例」という。)第十条第六項の規定によりされた認可とみなす。
- 5 この規則の施行前に旧規則第五条の規定によりされた承認の申請は、新条例第十三条の規定によりされた届出とみなす。
- 6 この規則の施行前に旧規則第六条第一項の規定により承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第八条第一項の規定により届け出なければならないこととされている事項のうち同項第五号に掲げる事項の届出については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前に旧規則第三条第一項、第四条第一項、第五条若しくは第九条第三項の規定又は旧規則第十条若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為(附則第二項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 9 この規則の施行前に改正条例による改正前の福島県立自然公園条例第九条第三項の認可を受けた者(この規則の施行後に附則第二項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新条例第十四条第三項の規定の適用については、旧規則第七条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第二項、第三項又は第六項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新条例第十条第十項の規定により付された条件とみなす。
- 10 公園事業の執行の認可を受けた者(以下この項において「公園事業者」という。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
- 11 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この規則の施行後においては、改正後の福島県自然公園条

例施行規則の相当規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

附 則（平成二七年規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第十七号の十四、第十七号の十五及び第二十八号の十の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同条第二十八号の十の次に二号を加える改正規定、同条第二十八号の十一の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同条第二十八号の十二の改正規定、同条第二十八号の十三の改正規定、同条第二十八号の十三の次に一号を加える改正規定並びに同条第二十八号の十四の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二七年規則第六七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十七年九月三十日までの間に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、この規則による改正後の福島県立自然公園条例施行規則第十七条第一号コの規定は、適用しない。

別記様式（第20条関係）

（平3規則43・全改、平12規則112・平15規則67・平23規則10・一部改正）